

平成28年度
医療に関する税制要望

公益社団法人 日本医師会

平成27年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、平成28年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】 ※重点項目は青で表示
(項目の一部のみ重点とする場合は、青で表示した部分が重点となる)

○福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。 … 1

○医業経営

- ・ 消費税対策(1)
社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%引上げ時に
重点 環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐ
る問題の抜本的解決を図ること。 … 2
- ・ 消費税対策(2)
青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または
重点 生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した
場合には、取得価額の50%の特別償却または4%の税額控除を認める
措置を創設すること。 … 4
- ・ 消費税対策(3)
重点 予防接種や法令に基づく健診などの自由診療について患者の負担を
増やさないよう軽減措置を検討すること。 … 5
- ・ 消費税対策(4)
重点 簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。 … 5
- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。 … 6
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。 … 6
- ・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において示された
「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、
重点 地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を
増やさないこと。 … 7

○医療法改正に伴う経過措置

- 重点
(一部)
 - ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。
 - ・ 持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
 - ・ 認定医療法人について相続税法第66条第4項の適用を受けないよう必要な措置を講ずること。 … 9
 - ・ 出資の評価方法の改善。
 - ・ その他の措置。
- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ① 移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。 … 11
 - ② 医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

○勤務環境

- 重点
 - ・ 少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を拡大すること。 … 12
- 重点
 - ・ 市町村を含む地方自治体が実施する医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除益が、給与所得として課税されないよう立法措置を含め必要な措置を講ずること。 … 13

○患者健康予防

- 重点
(一部)
 - ・ がん検診・予防接種の自己負担分及び現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて、医療費控除の対象とすること。 … 14
- 重点
 - ・ たばこ税の税率引き上げ。 … 15

○社会医療法人

- 重点 ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 … 16

○医療施設・設備

- 重点 ・ 環境関連投資促進税制(環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。 … 17
- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。 … 19
- 重点 ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 … 20
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 … 20

○その他

- 重点 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 … 21
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
(1)医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- 重点 (一部) ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。 … 22
- (2)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

○ 福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

－ 所得税・法人税等 －

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、就中、東京電力福島第一原子力発電所事故から4年5ヶ月余が過ぎたところではありますが、原子力災害の収束の見通しは立っておらず、福島県の復旧、復興は緒についたばかりであります。

このような中であって東京電力からの損害賠償の支払いが進められておりますが、被害の実態に見合った十分な賠償でないばかりか、逸失利益の補償として受け取る賠償金については、事業所得等の収入金額として課税されているところでもあります。

しかし、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故は電力政策を推進してきた国の責任もあり、国から損害賠償の原資も出ており非課税とすべきであります。

今回の事故は、かつて経験したことのない規模のものであり、未だ収束が見えない現状の中、平時の法律で判断することは不適切で、あまりにも現状を理解していないと言わざるをえません。

もしこのまま賠償金に対し課税されることが続けば、医療機関の復旧・復興に向けた努力への妨げになるとともに、ひいては地域医療の崩壊がもたらされる事態となります。

そこで、東京電力の福島第一原発事故賠償金に対する課税につきまして、原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うことを要望します。また、損害賠償金に準ずる補助金についても、同様の措置を求めます。

○ 医業経営

重点

・ 消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%引上げ時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス（*）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成26年4月の税率引上げ（5%→8%）の際の診療報酬改定では税率引上げ対応分については適切な財源が補てんされたものの、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

この問題を抜本的に解決するため、消費税率10%引上げ時において、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度および医療保険における補てんの仕組みを、仕入税額の控除または還付が可能な制度に改めることを強く要望します。その際、軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。なお本要望は、予算による還付方式ではなく、あくまで税制による還付方式を求めるものです。

「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）を受けて、平成24年6月より中医協において、控除対象外消費税問題についての「検証の場」として「医療機関等における消費税負担に関する分科会」が設置されましたが、同分科会における検討を通じ、「現行制度は非課税といいながら国民や患者の負担が目に見えないかたちで生じており、不公平かつ不透明な制度である」との認識が支払側委員も含めて広く共有されるに至りました。

また、平成27年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、検討課題として、「医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度にお

ける手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。」と記載されました。

そのような状況、並びに、三師会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会）、四病院団体協議会（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会）、日本私立医科大学協会など医療関係各団体間の意見調整を踏まえて、以下の通り要望します。

社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%引上げ時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

- * 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。
(消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号)

重点

・ 消費税対策(2)

青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、取得価額の50%の特別償却または4%の税額控除を認める措置を創設すること。

－ 所得税・法人税 －

消費税率10%引き上げが、平成29年4月に延期されましたが、平成28年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。

そこで、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、取得価額の50%の特別償却または4%の税額控除を認める措置を創設することを要望します。

※特別償却率、税額控除率は、平成26年度に創設された生産性向上設備投資促進税制と同率

重点

・ 消費税対策(3)

予防接種や法令に基づく健診などの自由診療については、消費税率10%引き上げ時において、消費税について患者の負担が増えないよう軽減税措置を検討すること。

— 消費税 —

自由診療及び介護保険サービスの一部の項目（*）の消費税課税については、現在、普通税率課税となっていますが、今後、消費税率が10%に引き上げられる場合、自由診療の患者負担も増えることとなります。

自由診療等には、予防接種や法令に基づく健診など公益性の高い項目が多く含まれており、また、EU諸国においても自由診療等が医薬品と同様に軽減税率とされています。

そこで、予防接種や法令に基づく健診などの自由診療については、消費税率10%引き上げ時において、消費税について患者の負担が増えないよう軽減措置を検討することを要望します。

* 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービス。

重点

・ 消費税対策(4)

消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うこと。

— 消費税 —

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても極めて必要性の高い制度です。

そこで、消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うことを要望します。

(消費税法第37条)

重点

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

－ 事業税 －

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

重点

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

－ 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 法人事業税の標準税率 (地方法人特別税との合算税率 (* 1))

区 分	普通法人	特別法人 (医療法人) (* 2)
所得 400 万円以下の金額	4.8688%	4.8688%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3032%	6.5872%
所得 800 万円超の金額	9.5944%	6.5872%

* 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

- ・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。

－法人税・法人住民税・法人事業税等－

骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「法人税改革」として、法人税実効税率引き下げの方向性が示されました。

他方、政府税制調査会において、「法人税改革」に伴う法人税実効税率引き下げの財源確保のため、中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化が検討課題とされています。

そこで、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないよう、以下の通り要望します。

(1) 医療法人について

医療法人は、そのほとんどが中小法人であり、また、その半数近くが赤字経営を余儀なくされながらも、地域医療の重要な担い手となっています。地域医療の確保のため、外形標準課税の対象拡大等により、中小医療法人の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、担税力がなく、法人税実効税率引き下げの効果も及ばない、赤字医療法人の税負担を、欠損金の繰越控除の縮減等により増やさないことを要望します。

(2) 医師会をはじめとする公益法人等について

医師会をはじめとする公益法人等は、地域医療を支える役割を果たしており、非課税範囲の縮小等による課税強化により、公益法人等の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、利子配当等への課税強化が検討課題とされていますが、医師の生活の安定や老後の生活保障等を図ることを通じ国民医療の充実を可能とし、共益事業である共済制度の健全な運営を維持するため、利子配当等への課税については従前通りとすることを要望します。とりわけ、日本医師会が運営する医師年金については、公益目的事業として位置付けられていることを踏まえ、特段の配慮を求めます。

(参考1) 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日、閣議決定)より抜粋

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

(参考2)「法人税の改革について」(平成26年6月、政府税制調査会)より抜粋

1. 法人税改革の趣旨

第2は、法人税の負担構造を改革することである。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくことである。

法人税改革を行うに当たって重要な課題は、財政再建との両立である。わが国は、基礎的財政収支の赤字を2015年度に半減し、2020年度に解消することを国際的にコミットしている。内閣府の試算では、成長戦略が成功して日本経済が再生した場合に2020年度の名目成長率は3.6%になるという前提を置いているが、それでもなお2020年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。法人税改革を進めるに当たっては、この厳しい財政状況を直視しなくてはならない。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。

2. 具体的な改革事項

- (1) 租税特別措置の見直し
- (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
- (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- (4) 減価償却制度の見直し
- (5) 地方税の損金算入の見直し
- (6) 中小法人課税の見直し
- (7) 公益法人課税等の見直し
- (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

○ 医療法改正に伴う経過措置

重点 <(2)①、(2)③>

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。
- ・ 持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
- ・ 認定医療法人について相続税法第 66 条第 4 項の適用を受けないよう必要な措置を講ずること。
- ・ 出資の評価方法の改善。
- ・ その他の措置。

－ 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設されました。さらに、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善を行うよう要望します。

(1)個人

①医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

②その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2)医療法人

①相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同

様の制度を創設すること。この制度の創設を図るために、医療法の見直しを検討することも必要である。

また、平成 26 年度税制改正で創設された医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、認定医療法人とされた場合は、相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用を受けないうような必要な措置を講ずること。

②出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

③出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配<0>とする評価）に改善すること。また、純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、支配割合 50%未満の同族株主同様に純資産価額の 80%評価とすること。

④基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、回収不能見込額等について評価減を行うこと。

(相続税法第 3 条、第 12 条、第 23 条、措置法第 69 条の 4、第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2、財産評価基本通達 194-2)

(参 考) 医療法人の出資の評価（平成 20 年度改正）

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

4

- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

① 移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。

② 医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

－ 相続税・贈与税・所得税 －

平成 18 年改正医療法により、医療法人は持分のないことが原則とされたが、法改正の趣旨から言えば既存の持分のある医療法人も、自主的に持分のない医療法人に移行できるようにすることが望ましいといえます。

この移行は、形式的には解散・設立手続きを経ず、法人格の同一性も維持したままの組織変更に過ぎず、実質的にも医業の継続性・発展性を阻害しないようにする必要があります。

そこで、税制上、以下の措置を講ずることにより、移行を支援することを要望します。

① 持分のある医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと。

② 持分のある医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第 33 条第 3 項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(参 考) 「持分のある医療法人」と「持分のない医療法人」について

「持分のある医療法人」とは社員の退社時や解散時に、出資額に加えて持分に応じた剰余金相当額の払戻しが認められる法人。平成 18 年の医療法改正により新たな設立は禁じられ、既存の持分のある医療法人は経過措置を規定した改正法附則第 10 条第 2 項により「当分の間」存続するものとされた。

「持分のない医療法人」とは、前述の払戻しが一切認められていない法人で、社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人に細分化される。

持分あり法人から持分なし法人への移行は可能だが、原則として法人に蓄積された剰余金相当額に課税される。課税されないためには、法定の厳しい要件を満たして社会医療法人や特定医療法人になるか、国税庁通達の定める高いハードルをクリアして基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人になる必要がある。

○ 勤務環境

重点

- ・ 少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を引き上げること。

— 所得税 —

少子化対策は、わが国の喫緊の課題であり、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や子育て中の女性が働きやすい環境の整備が求められています。

また、全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、個々の医療機関の対応では問題解決が困難な状況となっており、勤務医の労働環境改善を図る抜本的な施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。

そこで、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置として、ベビーシッター経費等の保育に要する支出を特定支出に含めるなど、特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を引き上げることがを要望します。

(所得税法第 57 条の 2、所得税法施行令 167 の 3～167 の 5、所得税法施行規則 36 の 5、36 の 6)

重点

- ・ 市町村を含む地方自治体が実施する医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除益が、給与所得として課税されないよう立法措置を含め必要な措置を講ずること。

— 所得税 —

名古屋国税局は、平成 24 年 3 月に、文書回答事例として、県が実施する医学生修学金等の事例について、①卒業後の勤務先となる指定医療機関のうち都道府県が直接運営する医療機関はその一部に過ぎず勤務先の選択について修学生等の希望が尊重されること、②修学金等の額が入学金・授業料・下宿代・通学費用・食費・教科書や医学書の購入費用など学資金として相当なものであることから、その返還免除益について課税しないとの見解を示しました。

これにより、都道府県が実施している類似の医学生修学金等の返還免除益については、その多くが同様に課税されないと見込まれることとなりました。

しかし、市町村などが実施する医学生修学金等においては、上記①を満たすことが困難な例もあり、その返還免除益は課税されるという問題点が引き続き残されています。

医師の確保が困難な地域においては、地方自治体が、当該地域の医師不足解消策を積極的に講ずることが重要であり、その政策効果を損なうことのない税制上の手当てが必要です。

そこで、地域医療確保の観点から、市町村を含む地方自治体が実施する医学生修学金等の返還免除益が、給与所得として課税されないよう立法措置を含め必要な措置を講ずることを要望します。

(所得税法第 9 条、第 28 条、所得税法基本通達 9-15)

○ 患者健康予防

重点〈がん検診・予防接種〉

- ・ がん検診・予防接種の受診者の自己負担分及び現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて、医療費控除の対象とすること。

－ 所得税 －

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。予防接種についても、接種率を引き上げ、疾病を防ぐことにより結果的に「医療費削減」につなげるために、同様の措置が必要です。

また、在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。しかし、現在、訪問看護等のいわゆる医療系サービスについては医療費控除の対象となっているものの、いわゆる福祉系サービスについては部分的にのみ医療費控除の対象になっています。医療と介護の連携は地域包括ケアシステムの最重要課題です。

そこで、がん検診・予防接種の受診者の自己負担分及び現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて、医療費控除の対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、がん対策基本法第 13 条)

重点

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成 22 年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参 考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき、たばこ税 5,302 円、道府県たばこ税 860 円、市町村たばこ税 5,262 円。

○ 社会医療法人

重点

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

－ 法人税 －

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされます。しかし、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするために、社会医療法人の認定の取消を受けた場合、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならない必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

（法人税法第 64 条の 4）

○ 医療施設・設備

重点

- ・ 環境関連投資促進税制(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

— 所得税・法人税 —

国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議(COP21)における地球温暖化対策の新たな枠組み合意に向け、我が国をはじめ各国の協議が進められる中、医療機関として社会的責任を果たすため、CO₂削減に積極的に取り組んでいくことが望まれます。

そこで、病院等のCO₂削減の取り組みを支援するため、環境関連投資促進税制の適用期限(平成 28 年 3 月 31 日)を延長すること。併せて、適用対象として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく仕様に適合する建物等を追加し、拡充することを要望します。

(措置法第 10 条の 2 の 2、措置法第 42 条の 5)

(参考 1) 病院における地球温暖化対策推進協議会『2012 年・2013 年(2011 年・2012 年)民間医療機関全体(診療所及び病院)における地球温暖化対策フォローアップと電力供給等に関する報告—2015 年 COP21 に向け厚生労働省所管の「環境自主行動計画フォローアップ会議」等の抜本的見直しを一』(第 8 回厚生労働省環境自主行動計画フォローアップ会議提出資料、平成 27 年 3 月 12 日)より抜粋

・ 民間病院業界の地球温暖化対策自主行動計画フォローアップ作業への国の経済的支援を

民間病院業界は病院数が 7 千を超え、各病院のエネルギー使用量やCO₂排出量を積み上げなければ、病院業界全体の地球温暖化対策自主行動計画フォローアップを毎年することが出来ない。

京都議定書への対応は、まさに自主的な費用負担により地球温暖化対策自主行動計画フォローアップを行ってきたが、今後ともこれを続けることは限界にきている。

このため、民間病院業界の地球温暖化対策自主行動計画フォローアップ作業への経済的支援を国に求めたい。

(参考 2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく仕様とは、例えば、LED・複層ガラス・断熱材等を採用したり、トップライトや吹き抜け等を減らしたものの。

(参考3) 環境関連投資促進税制の概要 (適用期限:平成28年3月31日)

1. エネルギー環境負荷低減推進設備等の投資を促進するための特別償却については取得価額の30%償却(風力発電設備は初年度全額償却可)又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限定される。
2. 対象設備
 - (1) エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの
 - ① 一定の太陽光発電設備又は風力発電設備
(具体例) 太陽光発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。次の風力発電設備に同じ。)でその出力が10キロワット以上であるもの、風力発電設備でその出力が1万キロワット以上であるもの
 - ② 新エネルギー利用設備等
(具体例) 中小水力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
 - ③ 熱電併給型動力発生設備
(具体例) 熱電供給型動力発生装置(コージェネレーション設備)
 - ④ 二酸化炭素排出抑制設備等
(具体例) コンバインドサイクル発電ガスタービン、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、高効率型電動熱源機、定置用蓄電設備
 - (2) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの
エネルギー使用制御設備
(具体例) 測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

－ 所得税・法人税 －

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることは明らかなです。

医療機関における医療機器の取得についても、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずることを強く要望します。

（措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条の 6 第 1 項第 1 号、平 21 厚生労働省告示第 248 号、平 25 厚生労働省告示第 95 号）

（注）医療用機器に係る特別償却制度の概要（適用期限：平成 29 年 3 月 31 日）

- | | | |
|-----|------------------|----------|
| （1） | 医療用機器の特別償却率（注 1） | 1 2 % |
| （2） | 適用対象となる取得価額 | 500 万円以上 |

（注 1）

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬事法第 2 条第 5 項に規定する高度管理医療機器、同条第 6 項に規定する管理医療機器又は同条第 7 項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から 2 年を経過していないもの

重点

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。
（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- （1）耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- （2）耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

○ その他

重点

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

- ・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5, 0 0 0 万円以下である医療または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7, 0 0 0 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

- ・ 内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2, 5 0 0 万円以下の金額	72%
2, 5 0 0 万円超 3, 0 0 0 万円以下の金額	70%
3, 0 0 0 万円超 4, 0 0 0 万円以下の金額	62%
4, 0 0 0 万円超 5, 0 0 0 万円以下の金額	57%

重点<(1)>

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
- (2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄附者に対して税制措置を講ずること。
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

- (2) 医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。